

別表第7 給水装置工事労力費算出歩数2

工 事 の 種 類	歩 数
舗装道路掘削	1 m <sup>2</sup> につき 土工1.5人 1 m <sup>2</sup> 未満の端数は切上げ 1 m <sup>2</sup> を超えるものは小数第1位四捨五入
舗装道路切断	切断延長1 mにつき 土工1.0人 1 m 未満の端数は切上げ 1 mを超えるものは小数第1位四捨五入
給水管の防食・防寒被覆	延長1 mにつき 配管工0.2人 1 m 未満の端数は切上げ 1 mを超えるものは小数第1位四捨五入
わき水、その他のための矢板工 (水替作業含む)	延長(片側)1 mにつき 土工1.5人 1 m 未満の端数は切上げ 1 mを超えるものは小数第1位四捨五入
各種工作物の基礎取りこわし	1 m <sup>3</sup> につき 土工5.0人 1 m <sup>3</sup> 未満の端数は切上げ 1 m <sup>3</sup> を超えるものは小数第1位四捨五入
各種工作物の基礎せん孔	0.1m <sup>3</sup> につき 土工1.0人 0.1m <sup>3</sup> 未満の端数は切上げ 0.1 m <sup>3</sup> を超えるものは小数第2位四捨五入
土砂入替工(残土処分を含む)	1.0m <sup>3</sup> につき 土工0.4人 1.0m <sup>3</sup> 未満の端数は切上げ
セメントモルタル塗復旧	別表第12により算出する 1 m <sup>2</sup> を超えるものは小数第1位四捨五入
給水管凍結	別表第12により算出する

- 注1. 公道、私道以外の道路又は敷地内の舗装を掘削する場合は舗装道路掘削に準じて徴収する。  
 2. 指定給水装置工事事業者が道路仮復旧又は砂利復旧を行った場合は、復旧を確認するため、1カ所につき、配管工0.1人分の費用を徴収する。  
 3. 本表に記載されない特別な工事の労力歩数は、その都度局長が決定する。